

専決処分した事件の報告について

平成二十八年七月十二日に控訴された所有権移転登記手続請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十九年二月二十一日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

(一) 被控訴人は、控訴人に対し、本件において被控訴人が発行した収用証明書の記載から控訴人の誤解を招いたことについて、遺憾の意を表する。

(二) 被控訴人は、今後各種税制上の証明書を発行するに際し、前号のような誤解を招かないよう十分留意し、被控訴人の職員に本件を周知徹底させ、今後の再発防止に取り組むことに努める。

(三) 控訴人は、その余の請求を放棄する。

(四) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、法的責任など何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(五) 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じ、各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 控訴年月日 平成二十八年七月十二日（区收受 八月十八日）

(二) 当事者 控訴人 杉並区民

被控訴人 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 第一審では、控訴人が江戸川区と締結した密集住宅市街地整備促進事業用地の売買契約は、その譲渡所得について控訴人の意図した課税の特例が適用されなかったことから、錯誤を理由に無効であるとして、当該土地の所有権移転登記抹消を請求したものであるが、その請求には理由がないとして棄却の判決がなされた。本控訴事件は、一審判決を不服として控訴するとともに、国家賠償千百三十八万八千円の請求等を予備的に追加したものの

三 区訴訟代理人
四 訴訟経過

弁護士 上條司 上野達

平成二十八年十月六日、平成二十八年十二月十三日 口頭弁論一回 和解期日五回

平成二十八年十二月九日

専決処分

平成二十八年十二月十三日

和解成立